

災害救護赤十字サポーター認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本赤十字社鹿児島県支部（以下「県支部」という。）が行う災害救護活動を継続的に支援する鹿児島県内の法人その他の団体(以下「法人等」という。)を災害救護赤十字サポーターとして認定するために必要な事項を定め、県支部と法人等の間における社会貢献のためのパートナーシップの確立と制度の普及拡大を図ることを目的とする。

(認定要件等)

第2条 県支部長は、県支部における災害救護の活動資金として毎年度5万円以上の寄付を継続的に行い、かつ、次に掲げる事項のいずれかを継続して実施する法人等を災害救護赤十字サポーターとして認定する。

- ① 法人等の事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）に寄付金付き自動販売機を設置し、売上金の一部を県支部活動資金として寄付。
- ② 事業所等の窓口に県支部活動支援のための募金箱を設置し、募金額を寄付。
- ③ 事業所等において県支部活動支援のための職域募金を実施し、募金額を寄付。
- ④ 事業所等において赤十字活動広報用の幟（のぼり）、ポスター等を掲示。
- ⑤ 法人等が主催する行事やチャリティイベントの収益金の一部を県支部活動資金として寄付。
- ⑥ 法人等が販売する商品等に赤十字支援マークを表示し、売上金の一部を県支部活動資金として寄付。
- ⑦ 県支部の事業活動支援のための物品等の提供。
- ⑧ その他、県支部の活動に対する支援・協力。

(認定の申込)

第3条 災害救護赤十字サポーターとしての認定を受けようとする法人等は、災害救護赤十字サポーター認定申込書（別紙様式1）により認定申込を行うとともに、県支部が交付する納付書により5万円以上の寄付金を納付するものとする。

(認定の通知等)

第4条 県支部長は、前条の規定による認定申込及び寄付金の納付を行った法人等に対し、災害救護赤十字サポーター認定通知書（別紙様式2）により認定通知を行うとともに、別に定める認定証を交付する。

(認定証明書の交付)

第5条 災害救護赤十字サポーターの認定を受けた法人等は、鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱第6条第1号に規定する「社会活動に関する書類」として、災害救護赤十字サポーターの認定証明書が必要な場合は、県支部に交付を申し出ることができる。

2 県支部は、前項の申出があった場合は、鹿児島県が別に定める様式により認定証明書を交付するものとする。

(認定の取消し)

第6条 災害救護赤十字サポーターの認定を受けた法人等は、災害救護赤十字サポーター認定取消申出書(別紙様式3)により、県支部長に認定の取消しを求めることができる。

2 県支部長は、前項の規定による認定取消しの申出があったときは、認定を取り消すものとする。

3 県支部長は、災害救護赤十字サポーターの認定を受けた法人等が第2条第1項の認定要件を満たさなくなったときは、当該法人等の意向等を確認の上、認定を取り消すことができる。

4 県支部長は、前二項の規定により認定を取り消すときは、災害救護赤十字サポーター認定取消通知書(別紙様式4)により取消通知を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、災害救護赤十字サポーター認定制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。